

北九州憲法ネットニュース

発行 9条の会・北九州憲法ネット2019年5月29日 第108号
TEL592-5000 fax 571-4346
803-0817 北九州市小倉北区田町13番21号田町ビル3F
URL⇒<http://kitaq-kenpou.net/>

第9条

戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認

日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

安倍改憲にとどめを、野党共闘で参議院選挙に勝利しよう

9条の会・北九州憲法ネット
代表世話人座長 荒牧 啓一

平成が終わり、間もなく「令和」になるようです。個人的には、これを機会に西暦のみにしたいと考えています。令和の発表で、安倍政権の支持率が上がっています。よく理解できません。しかし、塚田（国土交通）副大臣と桜田（東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当）大臣の失言・暴言で疑惑・隠ぺい・改ざん・不正の安倍内閣のゆるみがまたまた露呈しました。徹底追及を期待します。

平成天皇は、靖国神社に行かないまま平成は終わります。「慰霊の旅」が戦没者慰霊の中心になりました。靖国や慰霊の旅、「おことば」には、天皇の戦争は二度と繰り返さないという平和への思いが読み取れ、国民も共感し、天皇へ緩やかな共感を寄せているようです。

しかし、渡辺治（政治学・憲法学者・9条の会事務局）氏は、安倍政権の6年間に顕著

4月12日、改憲問題対策法律家6団体連絡会は、「**憲法審査会の開催に断固反対する法律家団体の緊急声明**」を出しました。自民党と公明党とは、「日本国憲法の改正手続きに関する法律」（いわゆる**国民投票法の改正案**です。）の審理を口実に憲法審査会の開催を画策しています。

与党が提出している「公選法並び」の改憲手続法（国民投票法）改正案は、2007年5月の同法成立時や2014年6月の同法改正時の付帯決議で挙げられた問題点などの検



になったように、政治が改憲や軍事化の方向に突き進もうとしているときに、天皇が「歯止め」として期待され、天皇の政治的行為の拡大容認を生み、それが天皇の政治的発言を助長している。安倍政権の政治を変えたいなら、国民が選挙を通じて変えるべきで、天皇のおことばや訪問で代行したり、その権威に頼ってはいけなと指摘しています。

討を完全に怠ったもので、抜本的な見直しが不可欠な改正案です。仮に、憲法審査会の開催に応じた場合、付帯決議で挙げられた問題点や野党が求める問題点を与党が真摯に受け止めて議論するという保障は全くありません。欠陥法である与党提出の改正案を強行採決して、与党がその後具体的な改憲案の議論に突き進む、そして発議を行う危険性が十分認められます。憲法審査会の開催を阻止する必要があります。

安倍政権を打倒し、憲法改悪を根本から阻止するチャンスは、今年の参議院選挙です。参議院議員の総数は242議席です。現在、3分の2の議席である162議席を超える164議席を改憲派が占めています。改憲派164議席のうち非改選は77議席、改選は87議席です(19年4月12日現在)。今回の選挙後に「特定枠」等で3議席増(比例+2、選挙区+1=埼玉)になります。そうすると総数245議席の2/3は164議席

です。改憲派の当選87議席で2/3です。従って、改憲派(自・公・維新・希望等)がこれ未満なら安倍改憲の発議は不可能になります。

「市民と野党の共闘」で安倍改憲に「とどめ」を刺しましょう。2007年7月の参院選(改憲手続法強行後)、自民党は惨敗し、安倍は退陣しました。あのたたかいをもういちど!

以上

憲法記念日、講演、集会、パレードで、憲法9条を守る決意をアピール 講演で、前泊氏が辺野古基地問題の解決策も提案

9条の会・北九州憲法ネット
事務局長 野瀬 秀洋

憲法記念日5月3日、13時から、「北九州憲法集会2019」が、ムーブで開かれました。終了後、15時半から、ムーブ近くの、勝山公園で、「平和ネット集会」がひらかれ、参加者300名が、パレードで小倉駅まで「憲法9条を守れ」とアピールしながら行進しました。

「憲法集会」の開会式では、平和ネットの代表の服部弁護士が「安倍打倒の気概を持って運動を進めていこう」と来賓の挨拶をしました。

記念講演は、「沖縄から」民意“を問う”と題し、沖縄国際大学教授・前泊廣盛氏が行いました。前泊氏の専門は経済学ですが、元琉球新聞の解説委員長の経歴が示すように、沖縄問題での話では、この方面での第一人者です。



写真は市民の会ニュース第121号から

前泊氏の話し方は、ユーモアがあり、聞きやすい。まず、聴衆に「日米安保と地位協定に関する基礎検定」なる問題文を示し、会場を出る前に、

この検定に合格しないと追加講義を受けてもらう、などの軽口もでる。

話は、この検定の問題にも触れながら進む。「沖縄の日本復帰後で、米軍機事故が最も多い基地は？」・・・、答えは嘉手納基地。政府が言う“危険な普天間基地”よりダントツに危険な基地なのだ。そのことが、見えにくくなっていることに注意を喚起しました。

注目されている辺野古新基地建設問題に入る。軟弱地盤に関しては、今後も莫大な建設費が支出される(2兆5000億円という試算もある)。完成しても、地盤の沈下が続く予想されており、しかも、豊かな海、優れた環境の破壊が進もうとしている。サンゴ礁やジュゴン生息地、取り返しがつかない事態が出現しようとしていることを熱意を持って話します。

前泊氏は、沖縄問題の解決法として、以下の方法を提案しました。「辺野古基地の建設を中止し、普天間基地機能の県外移設する。さらに、総合安全保障体制の再構築、特に、東アジアでの集団安全保障の確立を呼びかけました。今のEUでの実績を踏まえ、東アジアで、軍事ではなく、話し合いでの問題解決体制の確立を呼びかけました。賛同する参加者の熱い拍手を受けて講演は終了しました。

憲法随想

結婚の自由をすべての人に

北九州第一法律事務所
弁護士 藤本智恵

1 「結婚の自由をすべての人に」訴訟

2019年2月14日、日本で生活する同性カップル13組が、東京、大阪、札幌、名古屋で、同性カップルが法律婚できないのは憲法違反だとして国を提訴しました。

上記訴訟では、同性婚が認められていない現状は憲法が保障している「婚姻の自由」を

侵害し、「法の下での平等」に反しているにもかかわらず、同性カップルが結婚できるように法律を国会がいつまでも作らないのは（立法不作為による）違法であるとして、それによって原告らに生じた精神的損害について国に対し賠償を求めています。

2 憲法24条について

憲法24条には、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、」と規定されていることから、憲法は同性婚を禁止していると説明されることがあります。安倍総理は現行憲法下のもとで「同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません。」との見解を示しており、同条の保護範囲については解釈も分かれるところではあります。

しかし、憲法24条に保護されるかという問題と憲法が同性婚を禁止しているかという問題は別の問題です。同条は、個人より「家」が大切にされていた明治憲法下の男尊女卑思

想に貫かれた「家」制度の解体をし、家族制度の構築を指示したものであり、同条1項は、戸主や他者の同意がなくても両当事者の合意のみで結婚できることを定めたものとされています。上記立法趣旨や他の条文において同性婚を禁止する条文がないこと、憲法上個人の尊重や幸福追求権が保障されていることなどから、同性婚を認めることは憲法に違反しないという見解が通説となっています。また、同性婚を認めていないことについては合理的根拠がない限り憲法違反（憲法14条）であるとの指摘もあります。

3 性の多様性を社会制度に反映する動き

当事者が愛し合うことは自由なのだから、結婚をしなくても良いのではという意見もありますが、結婚ができないことで困ることはたくさん考えられます。例えば以下のような場合です。

- ①パートナーが病気で意識不明になったときに、同性パートナーの場合、医師の話を書くことを病院から拒否されたり、面会拒否されたりすることがあります。
- ②パートナーが外国籍であった場合、異性間であれば結婚することで在留資格を得ることができますが、同性カップルは結婚ができないので留学ビザ等がない限り、日本で一緒に暮らすことができません。
- ③パートナーが亡くなった場合、どれだけ長く生活をともにしていたとしても、遺言がない限り、何も相続できませんし、

社会保障や税制などの法的保護もありません。

- ④他にもパートナーを生命保険金の受取人にできませんし、携帯電話の家族割引も適用されません。マンションの入居を拒否されるケースもあるようです。

その他にも生活の様々な場面で、理不尽な場面に直面することがあります。

上記のような、同性カップルの生活上の不利益な事項を解消するために、九州においては、福岡市が2018年度から「パートナーシップ宣誓制度」を九州で初めて導入しました。法的拘束力はありませんが、宣誓したカップルは夫婦と同じ条件で医療施設での病状説明の立会いや市営住宅への申し込みが可能となりました。北九州市でも福岡市と同様に、2019年7月に「パートナーシップ宣誓制

度」が導入されることになっています。

福岡県だけではなく、熊本市でも導入され、長崎市、宮崎市も導入予定であるなど、九州各地でパートナーシップ制度の導入が拡大しています。

上記取り組みが広がり、日本においても性の多様性を社会制度に反映する動きが少しずつ始まっていることについては大変喜ばしいことではあります。しかし、一方で、上記制

度には法的拘束力はなく、自分が住んでいる自治体にパートナーシップ制度がなければ当然に利用することができませんし、引越し等をするときはパートナーを解消するなどしなければなりません。上記制度の構築だけでは、異性カップルが受けることができる法的恩恵を同性カップルは受けることができないなど不十分な点がまだまだ多くあるといえるでしょう。

4 まとめ

本来、誰が誰と愛し合うかは当事者の自由であり、他者が規制することはできません。先に述べたとおり、現行憲法には個人の尊重や幸福追求権が保障されていることから（憲法13条）、結婚するかしないか、誰と結婚するかについて、当然に人は自由に決定できる権利を持っているはずですし、同性婚を認めることが憲法違反になるという結論には

ならないと考えます。とすると、国が同性婚を認めずに長い間法律の制定などをしてこなかったことは立法不作為といえます。

上記「結婚の自由をすべての人に」訴訟により、全ての人が自分の愛した人と結婚するかしないかの自由を取得し、ひいては社会の中で性的マイノリティに対する差別や偏見がなくなることを切望します。

カンパありがとうございます。そして、お願い！

当会は、一貫して、憲法及び9条を学び、守り発展させるため、学習会や講演会、署名活動、街頭宣伝などの諸活動を行ってきました。ニュースの発行は、90号になりました。毎回700人の方にニュースをお送りしたり、手渡ししたりしています。その費用は、当会は会費がないのですべてカンパで賄っています。安倍政権の憲法破壊、立憲主義無視の暴走を阻止する戦いは山場です。しかし、当会の活動資金が枯渇しています。皆さんのお力で当会の活動を支えてください。

振替番号：01700-8-115768 名 義：「九条の会・北九州憲法ネット」

カンパ 4 月 中川紘子 河村智重子 渡辺末子 小倉東総合法律事務所荒牧啓一 安達恵美子 近藤伊都子 増野ノリ子 野瀬秀洋 川原巖誠 小沢和秋 三崎英二 **5 月** 渡辺絢子 野田恵美 八記博春 阿部陽子 松永奉義 美濃部恒子 山本知恵子 原野武 島崎義廣 竹中労 馬渡敏文 三ヶ尻裕子 小倉東総合法律事務所荒牧啓一 有馬和子 小川由美 **メッセージ** ●●九条を何としてもまもりましょう！ 4/15 S. W ●カンパとして 4/26 E. M ●事務局の皆さんがこれだけががんばっているのに「活動資金枯渇」などと訴えねばならぬ状況にしているとは申し訳ないと、さっそくカンパを送ります。4/26 K. O ●いつもニュースありがとうございます。わずかばかりですが、寄付し今後ともよろしく願います。5/7 T. Y ●ニュースいつもありがとうございます。少しですが通信費のたしにして下さい。5/7 T. M ●お久しぶりです 5/23 U. O

9条の会メルマガ詳細版2019年5月25日第302号

編集後記～参院選で改憲派を3分の2以下に

安倍首相ら改憲派はこの198通常国会での「改憲発議」を断念せざるを得なくなったようです。国会内の立憲野党と連携した、国会外の3000万署名運動を始めとする市民の改憲阻止のたたかいのおおきな勝利です。国会で圧倒的多数を持っている改憲派が「発議」に失敗したことは憲法運動史上、特記すべきことです。あと1か月、改憲派は自民党改憲案の憲法審査会への「提示」にだけはしがみつこうとしましょう。気を緩めず、「提示」阻止の運動を堅持しながら、次の目標は参院選で安倍改憲派に3分の2を取らせず、改憲発議可能な条件を失わせることです。幸い、立憲野党の共同も急速に進んでいます。私たちのこの目標は達成可能な目標です。ともに頑張りましょう。(T)